

丹羽地方分権改革推進委員会委員長と
江口道州制ビジョン懇談会座長の懇談について

平成21年1月19日
内閣官房・内閣府

- 1 日 時
平成21年1月19日（月） 15：30～

- 2 場 所
地方分権改革推進委員会会議室（日本自転車会館2号館6階）

- 3 参加者
丹羽 宇一郎 地方分権改革推進委員会委員長
江口 克彦 道州制ビジョン懇談会座長
芦塚 日出美 道州制協議会委員

道州制に関する今後の取組

道州制資料

<H18臨時国会>

道州制特区推進法の成立 (H18.12.13)

<H19年度>

道州制

I 国民的論議の推進

意見交換等の
全国実施

II 導入課題の検討

道州制ビジョン懇談会

➤ 道州制の導入に関する基本的事項を
検討

中間報告とりまとめ

➤ 道州制の理念や大枠等についての論
点整理

<H20年度～>

地方シンポジウムの
全国実施

➤ ビジョン懇中間報告の周知、各
地域住民との意見交換等を行う

道州制に関する
基礎的調査

※ 国民の意識等を把握するための調査
を実施

・道州制ビジョン懇談会
・税財政専門委員会
・区割り基本方針検討専門委員会

➤ 中間報告を踏まえ、道州制ビジョンの
策定に向けて各論点について更なる議論
を行う

平成19年度

平成20年度

3年を
目途に

道州制特区

基本方針の策定

道州制特区推進本部の設置

20年4月

北海道からの提案(第2次)

- ・環境分野
- ・観光分野
- ・地方自治分野

20年10月

北海道からの提案(第3次)

- ・地方自治・地域再生分野

基本方針の変更・法改正

「道州制ビジョン」の策定

道州制の本格導入に向けたさらなる取組

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント

(平成20年3月24日)

道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成18年9月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成19年1月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成21年度中に最終報告を予定

現状の問題点

- 中央集権体制の弊害
- 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大
- コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

道州制の理念と目的

[理念]

時代に適応した「新しい国のかたち」に
—中央集権型国家から分権型国家へ—
「地域主権型道州制」

[目的]

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

導入のメリットと課題への対応

○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し
 - ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
 - ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
 - ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 自主立法権の確立
- 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会(仮称)」が実施

道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

道州の区域

①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

道州制特区関係

北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は国民生活に大きくかかわるため、地域住民と地方自治体が主体的に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法(仮称)」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後をめざす。

道州制ビジョン懇談会中間報告(平成20年3月24日) (抄)

2. 道州制の理念と目的

[理念]

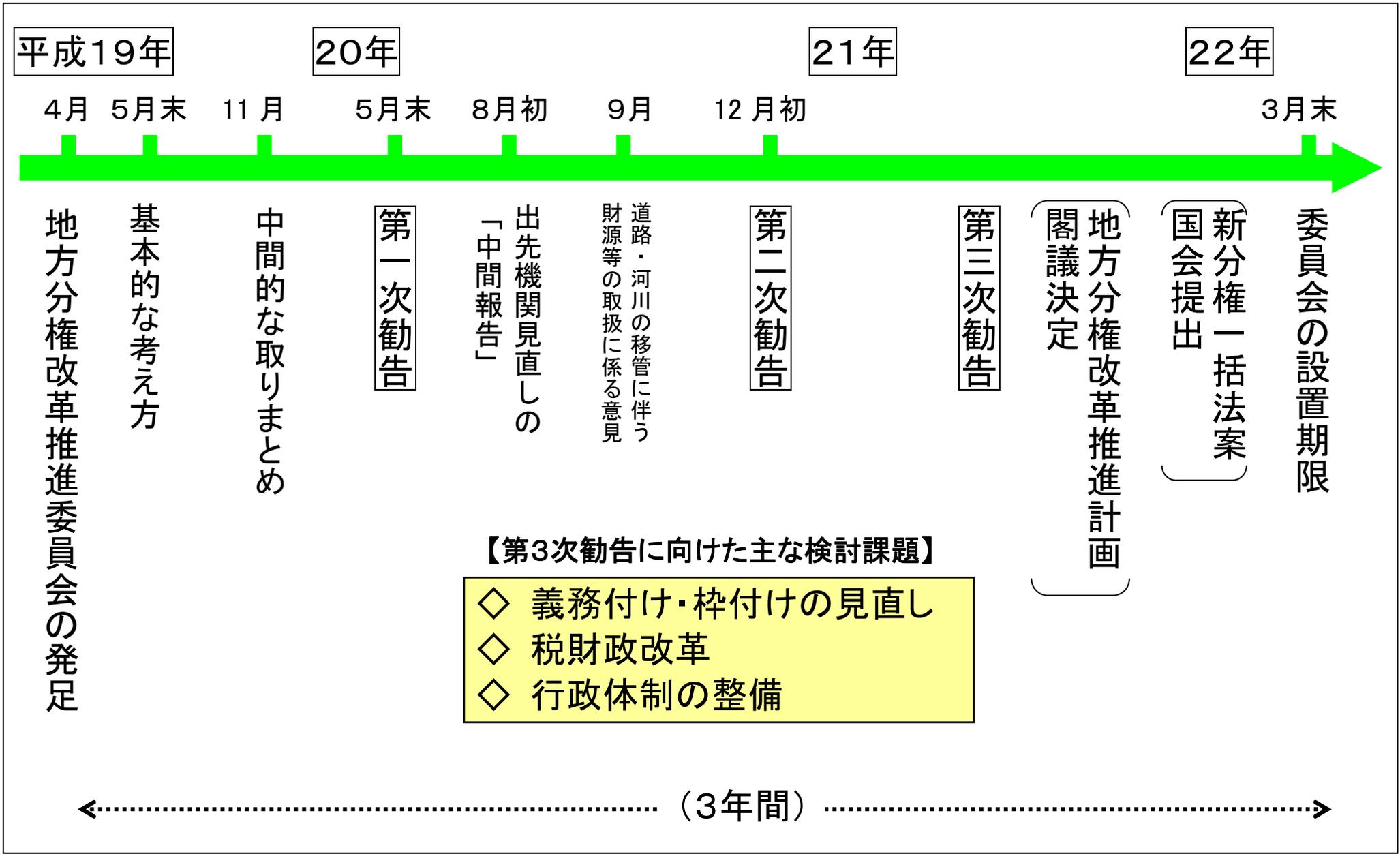
時代に適応した「新しい国のかたち」をつくる

(中略)

このため、現在、地方分権改革推進委員会を中心として、中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府を確立するため、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への義務付け・関与の徹底した廃止縮小、国の権限の地方への移譲、国の出先機関を廃止し事務を地方に移管するといった地方分権に向けた具体的な取り組みを行っているところである。まずは現行制度を前提としながら地方分権を着実かつ迅速に推進し、自己決定・自己責任の原則の下、地域が自立した行政システムを確立し、国民のニーズ、切実な要望にきめ細かく応えられる体制を整えることが必要である。

同時に、さらに日本に求められるのは、人々のより身近な場において、各地域に適した決定と執行ができる「新しい国のかたち」を早急に築くことである。日本全体を一色に塗りつぶす中央集権的な統治体制を根本的に改め、国民一人ひとりが自助の精神をもち、地域の政治・行政に主体的に参加し、みずからの創意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行なえる統治体制、すなわち、国政機能を分割して自主的な地域政府「道州」を創設することである。道州制は、国のかたちの問題、国全体の体制の問題であり単なる都道府県の再編に矮小化すべきではなく、都道府県の合併を前提とする必要はない。そのことは、中央政府の権限を国でなければできない機能に限定し、日本の各地域が、地域の生活や振興に関しては独自の決定をなすうる権限を行使できる「主権」をもつ統治体制、すなわち「地域主権型道州制」を打ち立てることにほかならない。「中央集権型国家」から「分権型国家」、いわゆる「地域主権型道州制国家」への転換は、画一的規格大量生産から知価社会、グローバル化という時代の転換に対応する歴史的必然である。こうした理念にもとづき、道州制の目的と具体的なかたちを検討していくべきである。

地方分権改革の推進スケジュール



第3次勧告に向けた主な検討課題

義務付け・枠付けの見直し

- 第2次勧告のメルクマール非該当条項について、次の3類型を中心に具体的に講ずべき措置を調査審議
 - ① 施設・公物設置管理の基準
 - ② 協議、同意、許可・認可・承認
 - ③ 計画等の策定及びその手続

税財政改革

- 分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議
〔検討の基本的視点〕
 - ・国と地方の財政関係
 - ・地域間財政力格差の是正 等

行政体制の整備

- 分権型社会に対応した地方行政体制の基盤を整備するための課題について調査審議
 - ・自治関係法制の見直し等（行政委員会、議会、財務会計、広域連携の制度など）

※ 上記のほか、既往の勧告事項について、政府の取組状況をフォローアップ

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(抄)

(平成20年12月8日)

第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

4 出先機関の改革の実現に向けて

なお、地方振興局(仮称)、地方工務局(仮称)については、現行の二層制の地方自治制度に基づき府省を超えた総合的出先機関として地域の民主主義によるガバナンス(統治)や地方との連携を確保しつつ設置するものである。したがって、将来、道州制等の新しい行政体制が検討される際には、他のブロック機関とともに地方政府に積極的に移管が検討されるものであり、新しい国と地方の関係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(2) 組織の改革

① 個別出先機関の組織の改革の方向

[国土交通省]

北海道開発局

(注) 北海道を当面の主たる対象として法制化された道州制特区は、地方自治体がその自主性及び自立性を十分に発揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

② 地方振興局(仮称)及び地方工務局(仮称)の設置のイメージ

ウ 管轄区域等

地方振興局(仮称)及び地方工務局(仮称)の管轄区域や本局の設置場所等について検討する際には、経過措置を設けて必要に応じ既存組織の管轄区域等を引き継ぐことを可能とするなど、施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応することとすべきである。

おわりに

現在、政府・与党においては、道州制の導入に向けた議論が積極的に行われているが、当委員会としては、以上のような地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになるものと考えている。

第1章〔義務付け・枠付けの見直し〕

1 見直しの基本的考え方

- 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立
- 国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- 法制的観点から、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築

2 見直しの方針

(1) 義務付け・枠付けの範囲設定

- 自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付け(※)をし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの(条項単位)→約1万条項

(2) 見直しの具体的な方針

- メルクマール(判断基準)に該当しない条項については、

- ① 廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
 - ② 手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
 - ③ 手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
- のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直すべき。

- 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定
(別添1参照)

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。
「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

3 メルクマール該当・非該当の判断

- 義務付け・枠付け条項全体(約1万条項)について、メルクマール該当・非該当の判断を別表で提示(別添2参照)

メルクマールに該当する条項	…	51.8%
メルクマールに該当しない条項	…	48.2%

- 全国知事会、全国市長会提言等に係るもの184条項のうち

メルクマールに該当する条項	…	8.3%
メルクマールに該当しない条項	…	91.7%

4 今後の進め方

- メルクマールに該当しない条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべき。これまでの委員会審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可・認可・承認
- ③ 計画等の策定及びその手続

- これらを中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置を調査審議

第2章〔国の出先機関の見直し〕

基本的考え方

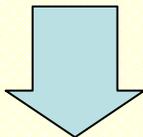
- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、

「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」

〔 出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型を基本に分類し、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を提示 〕



・各府省から「仕分け」の見解を聴取
・関係府省からのヒアリング結果、全国知事会など関係者の意見等を考慮

対象機関の事務・権限を仕分け

- ・廃止(民営化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
- ・地方への移譲を検討するもの 等

【事務・権限の見直しの具体的内容】 ⇒ 別添3参照
・8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- 人員の移管等の取扱い
 - ・仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
 - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
- ⇒ **円滑な実施をはかる仕組みの検討**
 - ・総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織(本部)の設置
 - ・制度的な措置(退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等) 等
- 財源の手当ての取扱い・・・必要な財源確保に向け、引き続き検討

経緯

- 19.5 経済財政諮問会議が8府省15系統の国の出先機関の見直しを提案
- 19.6 「骨太方針2007」—政府から委員会に検討要請
- 20.5 第1次勧告(基本方向を提示) ⇒ 20.6 「骨太方針2008」
- 20.8 中間報告(仕分けの考え方の具体化等)
⇒ 出先機関の事務・権限の「仕分け」について各府省の見解を聴取

組織の見直し

◇事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

① 二重行政の弊害是正の観点からの組織の見直し

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合
(地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)

イ 同一府省における出先機関の統廃合

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

※ 社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止

② 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

◇地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

○ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置

- ・協議会を法律上明確に位置付け
- ・域内の都道府県知事、政令市長と市長会・町村会の代表者で構成
- ・直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議

○ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

- ・個別事業の積算や明細の情報開示等

【組織の改革の方向性】 ⇒ 別添4参照

出先機関の改革の実現に向けて

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定することと、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請

義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む)のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く)に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び許認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)a～eに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章重点行政分野の抜本的な見直しの勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)
- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」
非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む)に当たっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束に当たっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

別添2

義務付け・枠付け条項、及びそのメルクマール該当・非該当の判断

A 義務付け・枠付け条項合計 (B+C+D)			
	Bメルクマール該当条項	Cメルクマール非該当条項	D準用・適用・読替規定
	(B/B+C) 51.8%	(C/B+C) 48.2%	
計 10057	4389	4076	1592

(義務付け・枠付け条項を含む法律：482 法律)

(B メルクマール該当条項数計の内訳)

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール該当条項													
i ~ vii 純計 (重複除)	i	ii	iii	iv							v	vi	vii
				a	b	c	d	e	f	g			
計 2315	763	19	590	183	1	72	142	276	14	62	397	36	27

非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール該当条項							
ア~キ純計 (重複除)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
計 2076	1706	187	35	3	10	63	76

※ 個々の条項が複数のメルクマールに該当することがあるため、i ~ vii 純計 (重複除) 及びア~キ純計 (重複除) は、個々のメルクマール該当条項の合計と一致しない。同様に、Bメルクマール該当条項は、i ~ vii 純計 (重複除) とア~キ純計 (重複除) の合計と一致しない。

※ D準用・適用・読替規定：準用・適用・読替規定については、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。(例：「第B条 第A条の規定は〇〇場合に準用する。」→この場合、特段の必要がない限り、メルクマール該当・非該当の判断は第A条において行っており、第B条では行っていない。)

国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

沖縄総合事務局 ⇒ 組織・定員のスリム化

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕

総合通信局 ⇒ 組織・定員のスリム化

法務局 ⇒ 組織・定員のスリム化

地方厚生局 ⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合

- 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
- 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
- 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕

都道府県労働局 ⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合

- 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
- 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕

中央労働委員会地方事務所 ⇒ 廃止

地方農政局 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
- 国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
- 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
- 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
- 米穀の買入れ・売渡し業務〔実施主体の見直し〕

森林管理局 ⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す

- 国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕
- 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕

漁業調整事務所 ⇒ 組織・定員のスリム化

経済産業局 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
- 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
- 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
- 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方整備局 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕
- 国営公園の管理〔地方移管〕
- 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
- 直轄砂防事業〔要件明確化〕
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

北海道開発局 ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局（仮称）に統合
⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局（仮称）に統合

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取組みの推進

地方運輸局 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 自動車登録事務〔一部独法化〕
- 自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕
- 自動車道事業〔地方移譲〕
- 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方航空局 ⇒ 組織・定員のスリム化

地方環境事務所 ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

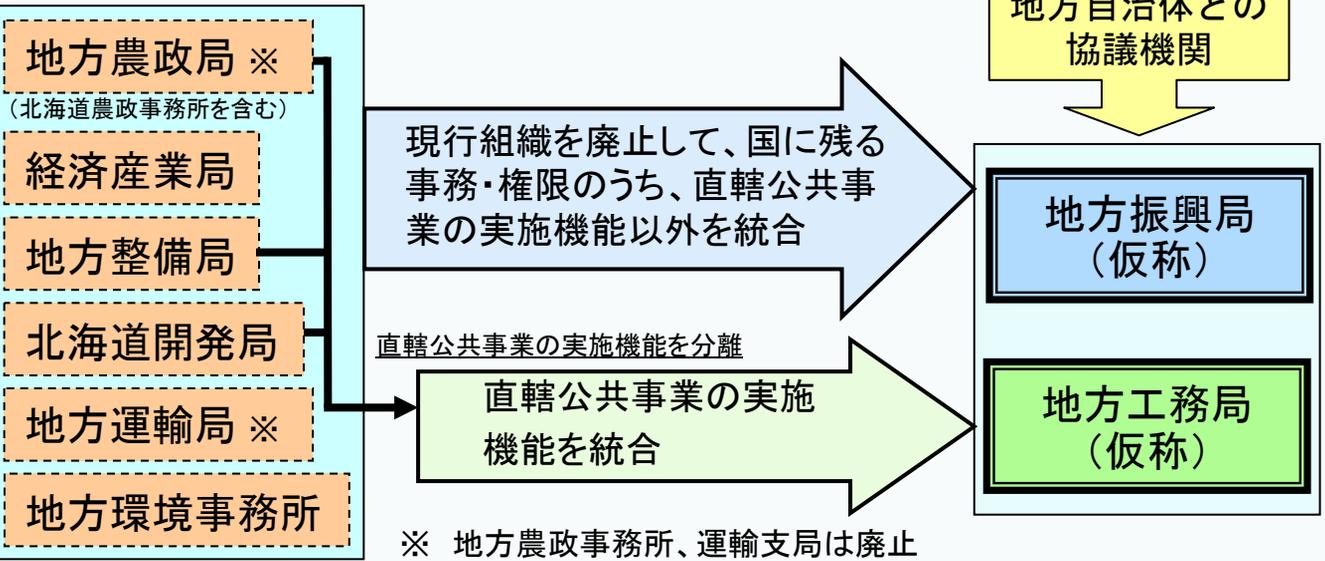
- 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
- 土壌汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
- 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し

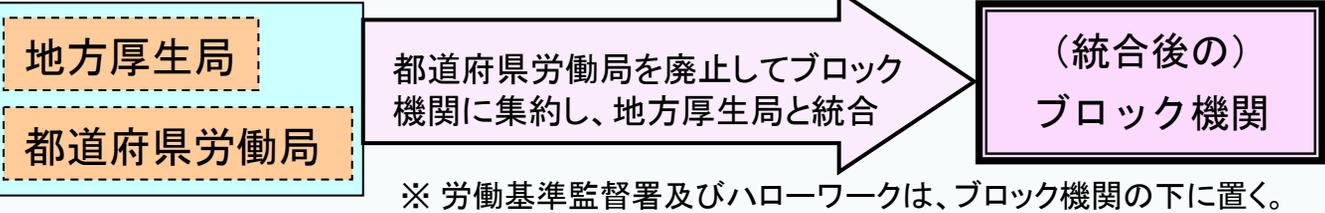
※ 「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的内容は、勧告別紙2を参照

【参考】組織改革の方向性(イメージ)

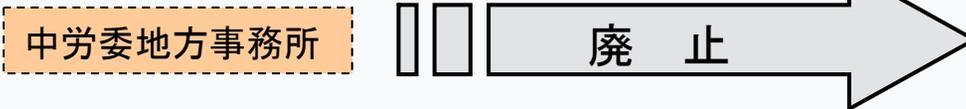
i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



iii) 組織を廃止するもの



iv) 現行の組織を残すもの



(注) 既定方針に沿った独立行政法人化後に国に残る事務・権限を担う組織を残す。

地方分権改革推進委員会 第1次勧告（概要）

平成20年5月28日

～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

(1) 「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

- ・地方政府の確立のための権限移譲
- ・完全自治体の実現
- ・行政の総合性の確保
- ・地方活性化
- ・自治を担う能力の向上

(2) 国と地方の役割分担の見直し

- ・住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型（重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型）に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

(3) 広域自治体と基礎自治体の役割分担（基礎自治体優先の原則）

- ・市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

○ 暮らしづくり分野関係

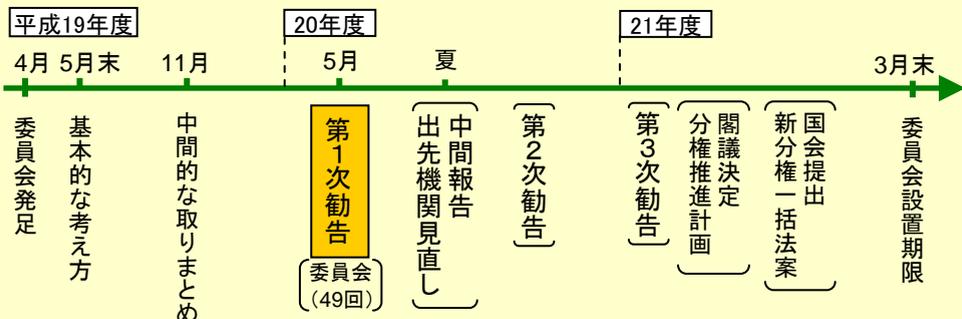
…幼保一元化、教育、医療、生活保護、福祉 等

○ まちづくり分野関係

…土地利用（都市計画、農地等）、道路、河川 等

【別紙参照】

<地方分権改革のスケジュール>



第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

- ・64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲
- まちづくり分野: 宅地開発や商業施設等の開発行為の許可等（市へ）
- 福祉分野: 特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等（市へ）
- 産業安全分野: 高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可等（市町村へ） など

(2) 補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化

- ・原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- ・10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮
⇒勧告後、速やかに実施（約300以上の国庫補助金等が対象）

第4章 現下の重要二課題について

(1) 道路特定財源の一般財源化

- ・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき

(2) 消費者行政の一元化

- ・消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置
- ・事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

(1) 国の出先機関の改革の基本方向

- ・二重行政の解消に向け、国と地方の役割分担の類型に沿って、個別の事務・権限を地方移譲、本府省移管等に仕分けし、国の出先機関の廃止・縮小を検討
- ・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ

(2) 法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け・枠付け等）

- ・国の法令による義務付け・枠付けの廃止縮小に向け、各府省に対し網羅的な調査を実施。第2次勧告に向けて見直し作業を進める。
- ・広域連携の促進を含め、地方自治関係法制を見直し

重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

くらしづくり分野関係

① 幼保一元化・子ども

- ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)
- ・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年中に結論)
- ・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)

② 教育

- ・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)

③ 医療

- ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)
- ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)

④ 生活保護

- ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を目途に制度改正の方向性)

⑤ 福祉・公営住宅

- ・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に

⑥ 保健所

- ・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)

⑦ 労働

- ・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年中に結論)

まちづくり分野関係

① 土地利用(都市計画、農地等)

- ・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等…(21年度を目途に抜本見直し)
- ・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止
- ・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止

② 道路

- ・一般国道の直轄区間の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管

③ 河川

- ・都道府県内完結一級河川を原則として都道府県に移管

④ 防災

- ・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止

⑤ 交通・観光

- ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小…(20年度中に結論)
- ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止

⑥ 商工業

- ・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
- ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)

⑦ 農業

- ・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化

⑧ 環境

- ・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。

・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。